

栃木県保健医療計画及び栃木県高齢者支援計画の策定について

H29.6 栃木県保健福祉部

1 計画の概要

(1) 保健医療計画

医療法第30条の4の規定に基づく「医療計画」である「栃木県保健医療計画（6期計画）」（平成25年3月策定）については、国が示す医療計画作成指針に基づき見直しを行い、平成30年度～平成35年度を計画期間とする「栃木県保健医療計画（7期計画）」を策定する。

○主な内容

- ・ 5疾病・5事業・在宅医療に係る医療連携体制
- ・ 医療従事者の確保
- ・ 医療の安全の確保
- ・ 基準病床数
- ・ 地域医療構想 等

※5疾病・・・がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5事業・・・救急医療、災害時における医療、へき地における医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）

(2) 高齢者支援計画

老人福祉法第20条の9に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第118条に基づく「介護保険事業支援計画」に位置づけられる「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21（六期計画）』」（平成27年3月策定）について、国が示す介護保険事業計画の基本指針等に基づき見直しを行い、平成30年度～平成32年度を計画期間とする「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21（七期計画）』」を策定する。

○主な内容

- ・ 高齢者人口等の現状と将来推計
- ・ 地域包括ケアシステムの構築等に向けた施策の方向
- ・ 施設・居住系サービスの基盤整備計画
- ・ サービス見込量等の推計

2 計画策定体制（案）

栃木県保健医療計画及び栃木県高齢者支援計画の策定に関する協議を行うため、本協議会に「栃木県保健医療計画策定部会」及び「栃木県高齢者支援計画策定部会」を設置する。

両部会における協議内容については、本協議会に報告するものとし、本協議会及び両部会の主な協議事項については、以下のとおりとする。

また、保健医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と、高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）及び市町介護保険事業計画に掲げる介護の整備目標を統合的なものとするため、二次医療圏（老人福祉圏域）ごとに県や市町等の関係者による協議の場を設置する。

○栃木県医療介護総合確保推進協議会

- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための両計画における整合性の確保及び実効性の確保等に関する協議

○栃木県保健医療計画策定部会

- ・ 「5疾病・5事業及び在宅医療」を除く事項に関する協議
（ただし、小児医療については、所管する協議会等がないため部会において協議を行う。）
- ・ 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制について、分野横断的な医療連携体制に関する協議（例 末期がん患者の在宅医療）

- 栃木県高齢者支援計画策定部会
 - ・第六期計画の進捗状況に関すること
 - ・介護予防や認知症施策等高齢者福祉に関すること
 - ・介護や医療の人材の育成・確保に関すること
 - ・介護サービスの基盤整備や適正な運営等介護サービスの充実・強化に関する
こと
 - ・市町の試算に基づく介護サービス見込量の推計に関すること

※設置要綱及び委員は別紙のとおり

- 協議の場
 - ・高齢化の進展及び病床の機能分化・連携等に伴い見込まれる在宅医療等の追加的なサービス必要量について、保健医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と、高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）及び市町介護保険事業計画に掲げる介護の整備目標の整合を図るための協議
 - ・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町と県での役割分担の調整
 - ・各計画の目標・見込み量の達成状況の共有

※協議の場については、次年度以降も継続し、目標の達成状況の共有等を行う。
(年1回程度)

3 策定スケジュール（案）

平成 29 年 6 月～	栃木県医療介護総合確保推進協議会（4回開催予定） 栃木県保健医療計画策定部会（4回開催予定） 栃木県高齢者支援計画策定部会（4回開催予定）
7 月～12 月	協議の場における協議（各地域 2 回程度予定）
12 月～	パブリックコメント実施
平成 30 年 2 月	計画最終案を医療審議会に諮問（保健医療計画）
3 月	計画策定

栃木県保健医療計画及び栃木県高齢者支援計画策定体制

栃木県医療介護総合確保推進協議会

栃木県保健医療計画
策定部会

栃木県高齢者支援計画
策定部会

○平成30年度～平成35年度を計画期間とする「栃木県保健医療計画(7期計画)」及び平成30年度～平成32年度を計画期間とする「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21(七期計画)』」について、有識者の委員が構成する協議会及び両部会において一体的に策定する。

連携

連携

5疾病・5事業・在宅医療に係る協議会等

○5疾病・5事業・在宅医療に係る医療連携体制の構築に
当たっての課題や数値目標、施策についての検討を行う。

- ・ がん総合対策検討会
- ・ 脳卒中・急性心筋梗塞対策協議会
- ・ 糖尿病予防推進協議会
- ・ 地方精神保健福祉審議会
- ・ 救急医療運営協議会
- ・ へき地医療支援会議
- ・ 周産期医療協議会
- ・ 在宅医療推進協議会

医療・介護の体制整備に係る協議の場

- 区域
二次医療圏及び老人福祉圏域単位を原則とする。
- 構成
各地域医療構想調整会議委員を基本として、その他介護療養病床を有する病院、診療所等を加える。
- 調整事項
 - ・ 医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と介護保険事業(支援)計画に掲げる介護の見込み量の前提となる将来の医療需要について、訪問診療での対応を目指す部分と、介護サービス(施設サービス、居宅サービス)での対応を目指す部分との調整
 - ・ 将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町と県での役割分担の調整
 - ・ 両計画の目標・見込み量の達成状況の共有

栃木県医療介護総合確保推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「栃木県医療介護総合確保推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進（地域包括ケアシステムの構築を含む。）に関する事項
- (2) 栃木県保健医療計画（栃木県地域医療構想を含む。）の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) 栃木県高齢者支援計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体等の代表
- (2) 介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、栃木県保健福祉部長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び会長の推薦する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会を構成する者の互選により選出する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から実施する。

栃木県医療介護総合確保推進協議会委員

H29.6.19現在

No.	団 体 名	役 職 等	氏 名	備 考
1	一般社団法人栃木県医師会	会 長	太田 照男	
2	一般社団法人栃木県歯科医師会	会 長	宮下 均	
3	一般社団法人栃木県薬剤師会	副会長	梅野 和邦	
4	公益社団法人栃木県看護協会	会 長	渡邊 カヨ子	
5	栃木県病院協会	常任理事	沼尾 利郎	
6	一般財団法人栃木県精神衛生協会	会 長	青木 公平	
7	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	常務理事	小林 敦雄	
8	一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会	会 長	大山 知子	
9	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	理 事	沼尾 成美	
10	一般社団法人栃木県介護福祉士会	会 長	岩原 真	
11	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会 長	浜野 修	
12	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	会 長	大山 典昭	
13	一般社団法人栃木県理学療法士会	会 長	大屋 晴嗣	
14	全国健康保険協会栃木支部	支部長	栗田 昭治	
15	自治医科大学	病院長	佐田 尚宏	
16	獨協医科大学	病院長	平田 幸一	
17	栃木県議会	議 員	早川 尚秀	
18	宇都宮市	保健福祉部長	酒井 典久	
19	野木町	健康福祉課長	石渡 真	

※ 会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見(特定の地域や分野の医療に関すること)を聴くことができる。

栃木県保健医療計画策定部会設置要綱

(設 置)

第1条 保健医療を取り巻く環境の変化に適切に対応し、保健医療行政を円滑に進めていくための基本的な指針となる栃木県保健医療計画の策定について協議するため、栃木県医療介護総合確保推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、「栃木県保健医療計画策定部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 栃木県保健医療計画（栃木県地域医療構想を含む。）の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 部会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、栃木県医療介護総合確保推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から協議会会長が指名する者及び次に掲げる者の中から協議会会長の推薦する者をもって組織し、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体等の代表
- (2) 介護福祉関係団体等の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 部会の会議は、栃木県保健福祉部長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から実施する。

栃木県保健医療計画策定部会委員

H29.6.19現在

No.	団 体 名	役 職 等	氏 名	備 考
1	一般社団法人栃木県医師会	会 長	太田 照男	
2	一般社団法人栃木県医師会(小児科医)	常任理事	浅井 秀実	
3	一般社団法人栃木県歯科医師会	会 長	宮下 均	
4	一般社団法人栃木県薬剤師会	副会長	梅野 和邦	
5	公益社団法人栃木県看護協会	会 長	渡邊 カヨ子	
6	栃木県病院協会	常任理事	沼尾 利郎	
7	一般財団法人栃木県精神衛生協会	会 長	青木 公平	
8	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	理 事	沼尾 成美	
9	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会 長	浜野 修	
10	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	会 長	大山 典昭	
11	一般社団法人栃木県理学療法士会	理 事	南雲 光則	
12	全国健康保険協会栃木支部	支部長	栗田 昭治	
13	自治医科大学	病院長	佐田 尚宏	
14	獨協医科大学	病院長	平田 幸一	
15	栃木県議会	議 員	日向野 義幸	
16	宇都宮市	保健福祉部長	酒井 典久	
17	野木町	健康福祉課長	石渡 眞	
18	公募委員		粥見 美夏	

※ 部会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見(特定の地域や分野の医療に関すること)を聴くことができる。

栃木県高齢者支援計画策定部会設置要綱

(設 置)

第1条 栃木県が行う、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業支援計画の策定等に当たり、基本となるべき事項について意見を求めるため、栃木県医療介護総合確保推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、「栃木県高齢者支援計画策定部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 栃木県高齢者支援計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 部会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、栃木県医療介護総合確保推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から協議会会長が指名する者及び次に掲げる者の中から協議会会長が推薦する者等をもって組織し、知事が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体等の代表
- (2) 福祉関係団体等の代表
- (3) 介護保険の保険者及び被保険者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による委員
- (6) その他関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 部会の会議は、栃木県保健福祉部長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、栃木県保健福祉部高齢対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から実施する。

栃木県高齢者支援計画策定部会委員

H29.6.19現在

No.	団 体 名	役 職 等	氏 名	備 考
1	一般社団法人 栃木県医師会	副会長	前原 操	
2	一般社団法人 栃木県歯科医師会	常務理事	川津 博亨	
3	公益社団法人 栃木県看護協会	会長	渡邊 カヨ子	
4	一般社団法人 栃木県老人保健施設協会	会長	矢尾板 誠一	
5	一般社団法人 栃木県理学療法士会	副会長	細井 直人	
6	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	常務理事	小林 敦雄	
7	栃木県老人福祉施設協議会	副会長	古口 光夫	
8	一般社団法人 栃木県介護福祉士会	副会長	斉藤 和孝	
9	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修	
10	NPO法人 とちぎケアマネジャー協会	会長	大山 典昭	
11	栃木県民生委員児童委員協議会	会長	日向野 文代	
12	宇都宮市	保健福祉部長	酒井 典久	
13	野木町	健康福祉課長	石渡 眞	
14	一般財団法人 栃木県老人クラブ連合会	副会長	浅井 光二	
15	公益社団法人 認知症のひとと家族の会 栃木県支部	世話人代表	金澤 林子	
16	日本労働組合総連合会 栃木県連合会	事務局長	吉成 剛	
17	学校法人 国際医療福祉大学	医療福祉・マネジメント学科教授	小林 雅彦	
18	栃木県議会	生活保健福祉委員会	日向野 義幸	
19	公募委員		森田 圭子	

※ 部会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

○栃木県医療介護総合確保推進協議会等スケジュール(案)

29. 6 栃木県保健福祉部

平成29年度												
	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
栃木県医療介護総合確保推進協議会			第1回 (6/19) ・保健医療計画及び高齢者支援計画の策定について ・H28基金事業について ・H28病床機能報告について				第2回 ・保健医療計画及び高齢者支援計画素案① ・現行計画評価について ・H29基金事業について		第3回 ・保健医療計画及び高齢者支援計画素案② ・地域医療構想調整会議報告について			第4回 ・保健医療計画及び高齢者支援計画最終報告 ・H30基金事業について
栃木県保健医療計画策定部会			第1回 (6/19) ・策定スケジュール等 ・指針概要 ・策定趣旨 ・基本理念 ・構成案				第2回 ・計画素案①		第3回 ・計画素案② ・三師会、保険者協議会、市町から意見聴取 ・パブリックコメント		第4回 ・計画最終案(了承後に医療審議会)	・医療審議会へ最終案諮問、答申 ・県公報に公示
栃木県高齢者支援計画策定部会				第1回 ・策定スケジュール等 ・策定趣旨 ・基本理念 ・構成案 ・高齢者意識調査の結果			第2回 ・計画素案①		第3回 ・計画素案② ・パブリックコメント		第4回 ・計画最終案	・公表

※5疾病・5事業及び在宅医療については、各協議会等において協議(6月以降随時開催予定)